

平成 2 1 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成21年第2回志賀町議会定例会会議録

平成21年6月3日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時02分 開会)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 細川義雄 |
| 副町長 | 坪野高志 |
| 副町長 | 綱木常一 |
| 総務課長 | 新木利夫 |
| 富来支所長 | 小山剛 |
| 企画財政課長 | 柴田一廣 |
| 情報推進課長 | 石川喜治 |

税 務 課 長	藤 田 好 博
住 民 課 長	小 谷 正 衛
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	横 川 外 治
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	吉 村 收 市
建 設 課 長	西 清 一
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	高 瀬 清
会 計 管 理 者	堤 谷 一 博
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	萬 上 巧

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	中 村 久 明
書 記	西 清 孝
書 記	岡 部 太 郎

(議事日程)

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	町長提出 報告第1号ないし第16号及び 議案第67号ないし第70号 (提案理由説明)
日 程 第 5	常任委員の選任
日 程 第 6	議会運営委員の選任
追加日程第1	原子力発電所対策特別委員辞任の件
追加日程第2	生活環境等対策特別委員辞任の件
追加日程第3	原子力発電所対策特別委員選任の件
追加日程第4	生活環境等対策特別委員選任の件

(開 会 ・ 開 議)

戸坂 忠寸計議長 ただ今から平成21年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

戸坂 忠寸計議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に

10番 林 一夫 君、

11番 松浦 恒義 君を指名します。

日程第2. 会期の決定

戸坂 忠寸計議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

戸坂 忠寸計議長 続いて、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長提出 報告第1号ないし第16号、議案第67号ないし第70号

(提案理由説明)

戸坂 忠寸計議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号ないし第16号、議案第67号ないし第70号に対する提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

本日ここに、平成21年第2回志賀町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれては、公私とも御多用の折にもかかわりませず、御応招を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年に入って、メキシコを中心に猛威を振り始めた新型インフルエンザですが、ついに日本にも上陸し、先月16日には国内初の感染者が確認されました。

毒性は弱いと言われているものの、感染力が強く、それ以後、毎日のように感染者数が増加してきたことから、当町におきましても4月30日の相談窓口開設に続き、5月18日に志賀町新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、同日に第1回対策本部会議を開催したところであります。

今のところ、幸いにも町内或いは県内での感染者は確認されておりませんが、今後とも事態に即応できる体制を取りながら、感染の予防対策にも万全を期して行かなければならないと考えております。

さて、昨年、世界中を震撼させたアメリカ発の金融危機は、日本にとっても100年に一度の経済危機と言われているように、国内経済に非常に大きな影響を与えております。

先ごろ内閣府が発表した1月から3月期の国内総生産速報値が前期比、年率換算でマイナス15.2パーセントと戦後最大の減少率であった事からも、国内における経済活動がいかに大きく落ち込んでいるかが伺えます。

政府ではこのような未曾有の経済危機を乗り越えるため、追加経済対策として、総額15兆円を超える補正予算を計上し、雇用対策や金融対策或いは公共事業の前倒し実施と言った緊急的な対策、並びに環境対応車、グリーン家電の普及などCO2削減に向けた施策や健康長寿、子育て支援などの「将来を見据えた投資」を実行し、対処するとしております。

今回の追加経済対策に関しましては、当町としても、効率的な事業実施を図るため、国会の動向を見守りながら、事業の受け皿としての補正予算

などにつきまして、議会の皆様方とご相談をさせていただきながら、対応して参りたいと考えております。

いずれにしましても、国で実施します諸施策が功を奏して、一刻も早く景気が回復する事を願うものであります。

もう一点、志賀原子力発電所についてであります。地域住民並びに議会の皆様方のご理解を得て、昨年6月11日から営業運転を行っておりました2号機に引き続き、1号機が先月5月13日に国の最終検査に合格し、同日から営業運転を再開致しました。

これにより、1号機・2号機が同時に営業運転を開始しましたので、電力需要が高まる夏場に向けて、安定的な電力供給の体制が整った事になりますし、世界的に対応が求められている温室効果ガスの削減にも貢献できるものと考えております。

もちろん、発電所の立地町である志賀町にとっては、それ以上に安全で信頼される発電所の運営が求められる訳であります。北陸電力では安全を最優先に、隠さない企業風土と安全文化の構築に向けた取り組みを継続するとしておりますし、実際こうした取り組みの結果が浸透し、定着して来ていると感じているところでもあります。

また、既にご承知のとおり、以前から当町での設置を強く要請して参りました北陸電力のメガソーラー発電所ですが、能登中核工業団地内に建設する事が決定し、5月20日に石川県知事が立ち会う中で、志賀町と北陸電力で立地協定書を締結致しました。

発電所の規模は1,000KWで平成22年度着工、23年度運転開始を予定しており、完成しますと福浦地区で事業を進めている風力発電所と共に、環境にやさしいエネルギー供給の拠点として、また、低炭素社会への積極的な取り組みの町としてのイメージをアピールできるものと思っております。

さて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件は、平成20年度の各会計の補正予算及び条例の一部改正の専決処分の報告が16件、議案として条例の一部改正案が4件の合計20件であります。

以下、その大要につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第1号ないし報告第10号は、平成20年度の各会計に係る事業費の確定及び精算等に伴う補正予算であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分いたしましたもので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第1号、平成20年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算にそれぞれ3億489万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億8,371万7千円としたものであります。

報告第2号、平成20年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,034万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,616万2千円としたものであります。

報告第3号、平成20年度志賀町老人保健特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,107万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,460万4千円としたものであります。

報告第4号、平成20年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,907万8千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,212万9千円としたものであります。

報告第5号、平成20年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,184万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億386万7千円としたものであります。

報告第6号、平成20年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,693万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,128万9千円としたものであります。

報告第7号、平成20年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ456万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,359万5千円とし

たものであります。

報告第8号、平成20年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ51万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,521万7千円としたものであります。

報告第9号、平成20年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,098万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億1,459万円としたものであります。

報告第10号、平成20年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,493万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,004万2千円としたものであります。

報告第11号ないし報告第13号については、いずれも地方税法の改正に伴う適用条項の改正で、いずれも3月31日付けで専決処分させていただきましたもので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第11号、志賀町税条例等の一部を改正する条例については、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設及び土地に係る固定資産税の負担調整措置について所要の改正を行ったものであります。

報告第12号、志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の介護納付金課税額について、限度額を9万円から10万円に引き上げたものであります。

報告第13号、志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、住宅等に課する都市計画税の特例期間の延長等、所要の改正を行ったものであります。

報告第14号ないし報告第16号については、志賀町議会議員、志賀町常勤の特別職並びに志賀町一般職の職員に本年6月期に支給される期末・勤勉手当について、その支給月数を引き下げるための所要の改正で、いずれも本年5月29日付けで専決処分をさせていただきましたので、議会に

報告し、承認をお願いするものであります。

報告第14号、志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、現下の国内における厳しい経済情勢に鑑み、志賀町議会議員に支給される平成21年6月期の期末手当について、支給月数を0.15ヵ月引き下げるための所要の改正を行ったものであります。

報告第15号、志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、志賀町議会議員同様、町長、副町長及び教育長の平成21年6月に支給される期末手当について、支給月数を0.15ヵ月引き下げるための所要の改正であります。

報告第16号、志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本年5月1日に人事院勧告がなされ、国家公務員に支給される6月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.15ヵ月、0.05ヵ月、合計で0.2ヵ月、暫定的に引き下げる事になった事から、当町においてもこの措置に従い、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数について、国と同様の引き下げを行うため所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第67号、志賀町税条例の一部を改正する条例については、平成20年度の税制改革に伴い、個人住民税の寄付金控除規定を改正するものであります。

議案第68号、志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、平成21年1月から産科医療補償制度が創設された事に伴い、出産育児一時金の額が35万円から38万円に引き上げられましたが、更に、緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合、その額が4万円引き上げられ、42万円になるための所要の改正を行うものであります。

議案第69号、志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、心身障害者医療費助成制度において高額介護合算療養費を支給するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第70号、志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例については、能登地域での医師不足を補うため、町立病院等の町職員としての医師が他の医療機関からの派遣要請に応じ、主たる勤務地を離れて医療業務に従事した場合の医師派遣手当を新設するものであります。

以上、本定例会提出案件20件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いをいたします。

なお、最後になりましたが、一言追加して発言させていただきたいと思っております。私の進退についてであります。議長さんよろしいでしょうか。

戸坂 忠寸計議長 引き続き、町長が発言を求めていますので、これを許可します。

細川町長。

細川 義雄町長 はい。

議長さんのお許しをいただきましたので、私の進退について所信を述べさせていただきますと思います。

去る平成19年の春、かねてからの体調不良に加え、町発注工事を巡る一連の訴訟や捜査などによって、私は心身ともに疲労が困ぱいし、その結果として多くの皆様に大変ご迷惑とご心配をかける事態を招きました事は、現在においても誠に心苦しく、申し訳ない事をしたとこのように思っております。

当時は、現職には恋々とせず、然るべき時期において職に区切りを付けるという事を考えながら、未曾有の能登半島地震の発生による被災者の生活支援、被災地の復旧と復興、そしてまた志賀原子力発電所1号機に係る事故隠蔽問題の解決に向け鋭意取り組んでまいりました。

お陰様で、能登半島地震からは立直り、発電所問題についても北陸電力の全社を挙げた改善対策によって、信用と信頼が回復されようとしております。

また、町発注工事に係る訴訟についても、原告の訴えを棄却する旨の判決が確定をしまして、本件は決着にいたっております。加えて、私の体調も回復し、体を壊す以前の状態に近づいております。

あれから関係各位のご支援によって、2年余りが経過いたしました。

私は然るべき時期にという事を公言しており、自分の中では一定の区切り、いわゆる、けじめをつけなければならないという事は常日頃考えております。

日々この命題を抱えながら職務を遂行する中で、昨年は2年に一度の町内16地区を対象とした地区懇談会を実施し、町民の生の声を拝聴させていただきました。

この地区懇談会では、意見交換や提言などを聞いて、町づくりに反映する事を目的として実施しているものでありますが、全地区を巡回しながら、志賀地域と富来地域の格差や住民意識の差が、合併後4年近くが経過する中においても、いまだに払拭されていない事を切実に感じ、合併時に掲げました、町民の融和にはまだまだ達していない事を強く実感いたしました。

在任中に後継者、つまり志賀町を引っ張っていく新しいリーダーにバトンを渡したいと考えまして、色々な方にも相談いたしました。このような格差や融和が醸成されていない中において、合併時の町長、そして合併後の初代町長として、第一に掲げる住民の融和が図られていない事を認識しながら、職を辞することが、果たして正当なのか、正義なのか、政治責任として許されるのかという事を問い、また、進退について相談に応じていただいた皆様方からも異口同音に政治責任を問われ、政治に生きる人間として、自責の念に駆られているところであります。

新町の融和が形成されるまでは、初代町長が責任を持って当たらなければ合併した意味がない。また、途中で投げ出さず、引き続き町政に携われど、厳しい意見やお叱りをいただき、私自身も合併の当事者として、この融和については合併の至上命題として認識し、責任を痛感しているところであります。

一方、住民生活に眼を向けてみますと、百年に一度と言われる経済不況の中において、地場産業への影響や雇用への影響は深刻な問題であり、住民生活を守るため、行政として最大限の施策を講じていく事が急務の課題であり、停滞は許されない時期にあります。

こうした色々な課題が山積する中でも、任期満了によって責任を放棄するという事は誠に容易な選択でありますし、私個人としましても、政治責

任から解放される最も安易な選択肢であると思います。

しかし、私も旧町から通算5期に渡り町政の舵取り役をさせていただいた自負や町への愛着、そして何よりもお世話になった町民の皆様の恩義を深く感じており、諸課題を解決せぬまま現職を退くという事は、町民への裏切りではなかろうか、或いは敵前逃亡にはならないのか、という事を自問自答しながら、日々その判断を迫られているところであります。

町長とは、申すまでもなく公僕のみであります。進退を公言しながらも諸課題を解決しないまま現職を退いて町や住民を裏切る事はできない。

もし、皆様のお許しをいただけるなら、来たる9月において直接町民の審判を仰ぎ、積み残した懸案・諸課題に滅私奉公の姿勢で全力をもって取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、皆様の一層のご理解をお願い申し上げ所信の一端とさせていただきます。どうもありがとうございました。

戸坂 忠寸計議長 説明を終わります。

日程第5．常任委員の選任

戸坂 忠寸計議長 続いて、常任委員の選任を行います。

ここで暫時、休憩します。

(休憩) (午前10時26分)

(再開) (午前11時54分 出席議員 18名)

戸坂 忠寸計議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任する事に決定しました。

日程第6．議会運営委員の選任

戸坂 忠寸計議長 次に、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任する事に決定しました。

戸坂 忠寸計議長 ここで、暫時休憩します。

(休 憩)

(午前11時59分)

(再 開)

(午後1時22分 出席議員 18名)

戸坂 忠寸計議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、各常任委員会、及び議会運営委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定によって、各常任委員会、及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員長に、富澤 軒康君、同副委員長に、林 一夫君。

教育民生常任委員長に、南 政夫君、同副委員長に、寺岡 真貴子君。

産業建設常任委員長に、橘 照茂君、同副委員長に、下池 外巳造君。

議会運営委員長に、松浦 恒義君、同副委員長に、林 一夫君。

以上のとおりであります。

戸坂 忠寸計議長 休憩中、原子力発電所対策特別委員の林 一夫君、及び生活環境等対策特別委員の辻 武美君から特別委員を辞任したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

林 一夫君及び辻 武美君の特別委員辞任の2件を日程に追加し、直

ちに議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、特別委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とする事に決定しました。

追 加 日 程 第 1 . 原子力発電所対策特別委員辞任の件

戸坂 忠寸計議長 初めに、林 一夫君の原子力発電所対策特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、林 一夫君の退場を求めます。

(林 一夫議員退場)

(午後 1時25分)

戸坂 忠寸計議長 本日、林 一夫君から一身上の都合により、原子力発電所対策特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、林 一夫君の原子力対策特別委員の辞任を許可する事に決定しました。

ここで、林 一夫君の入場を求めます。

(林 一夫議員入場)

(午後 1時26分)

追 加 日 程 第 2 . 生活環境等対策特別委員辞任の件

戸坂 忠寸計議長 続いて、辻 武美君の生活環境等対策特別委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、辻 武美君の退場を求めます。

(辻 武美議員退場)

(午後 1時27分)

戸坂 忠寸計議長 本日、辻 武美君から一身上の都合により、生活環境等対策特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、辻 武美君の生活環境等対策特別委員の辞任を許可する事に決定しました。

ここで、辻 武美君の入場を求めます。

(辻 武美議員入場)

(午後 1時27分)

戸坂 忠寸計議長 以上の結果、原子力発電所対策特別委員、及び生活環境等対策特別委員に各一人の欠員が生じました。

お諮りします。

原子力発電所対策特別委員の選任、及び生活環境等対策特別委員の選任の二件を日程に追加し、直ちに選任したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、特別委員選任の件を日程に追加し、直ちに選任する事に決定しました。

追 加 日 程 第 3 . 原 子 力 発 電 所 対 策 特 別 委 員 選 任 の 件

戸坂 忠寸計議長 初めに、原子力発電所対策特別委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

原子力発電所対策特別委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、辻 武美君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、原子力発電所対策特別委員に辻 武美君を選任する事に決定しました。

追 加 日 程 第 4 . 生 活 環 境 等 対 策 特 別 委 員 選 任 の 件

戸坂 忠寸計議長 次に、生活環境等対策特別委員選任の件を議題とします。
お諮りします。

生活環境等対策特別委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、林 一夫君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、生活環境等対策特別委員に林 一夫君を選任する事に決定しました。

戸坂 忠寸計議長 ここで、暫時休憩します。

(休 憩) (午後 1時29分)

(再 開) (午後 1時39分 出席議員 18名)

戸坂 忠寸計議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、原子力発電所対策特別委員会が開催され、その委員会において委員長の辞任を許可し、新しい委員長に辻 武美君が互選されました。

また、生活環境等対策特別委員会が開催され、欠員となりました生活環境等対策特別委員長に林 一夫君が互選された旨の報告がありました。

(休 会)

戸坂 忠寸計議長 続いて、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から7日までの4日間、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、明4日から7日までの4日間、休会する事に決定しました。

次回は、6月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

(午後 1時40分 散会)

議 長 報 告

1. 議長報告第11号
入札結果報告について
(平成21年3月27日 2件)

2. 議長報告第12号
例月出納検査結果報告について
(平成21年3月23日実施分)

3. 議長報告第13号
例月出納検査結果報告について
(平成21年4月24日実施分)

4. 議長報告第14号
入札結果報告について
(平成21年5月7日 10件)

5. 議長報告第15号
入札結果報告について
(平成21年5月19日 10件)

6. 議長報告第16号
例月出納検査結果報告について
(平成21年5月25日実施分)

7. 議長報告第17号
繰越明許費計算書について

8. 議長報告第18号

法人の経営状況について

- ① 志賀町土地開発公社
- ② 財団法人志賀町公共施設等管理公社
- ③ 有限会社フローリィ
- ④ 株式会社富来観光産業振興公社

9. 議長報告第19号

入札結果報告について

(平成21年5月26日 14件)